

65	産業労働局	中小企業制度融資
事業概要	<p>中小企業制度融資は、都内の中小企業者が事業の活性化や経営の安定等に必要資金を円滑に調達できるよう、都、東京信用保証協会及び金融機関の三者が協調して行う融資である。都が、融資メニューや融資条件などを定めるとともに、融資の呼び水として都の資金を金融機関へ預託し、東京信用保証協会が中小企業の信用保証を行い、金融機関が融資を実行する。</p> <p>現在の保証限度額は、無担保保証の8,000万円を含め、原則として2億8,000万円までとなっている。</p>	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ・最近3年間の主な制度融資メニューの充実等 (平成22年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「経営緊急」 国の景気対応緊急保証制度に対応し継続 ・「クイックつなぎ」 融資限度額の拡大(12月6日) ・「災害復旧資金融資」 東日本大震災により直接被害を受けた中小企業者を対象として実施し、保証料の全額を補助 (平成23年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「災害緊急」 国の東日本大震災復興緊急保証に合わせ創設 ・「災害復旧資金融資」 東日本大震災により直接被害を受けた中小企業者に対し、0.5%の利子補給を実施(7月15日) ・「円高セーフ」「円高一般」 円高に対応するためメニューを創設し、企業規模に関わらず、保証料の1/2を補助 ・「クイックつなぎ」 融資限度額の拡大(12月5日) (平成24年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「経営一般」 電気料金値上げにより経営に影響を受ける企業を対象に追加(8月23日)。リーマンショック前(平成20年8月以前)と比べて売上が5%以上減少している企業を対象に追加(10月23日) ・「都経営力強化」 国の認定した経営支援機関等の支援を受けて経営改善に取り組む企業に対するメニューを創設(9月28日) ・「特別借換」 金融円滑化法終了に伴う緊急対策として、保証付融資を一本化するメニューを創設。小規模企業者に対し保証料の1/2を補助(2月27日) 	
現在の進行状況	<p>平成25年度については、中小企業者に対する円滑な資金供給をより一層図るため、次のとおり制度改正等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別借換」 金融円滑化法終了に伴う緊急対策(前年度より継続) ・「都経営力強化」 小規模企業者に対し、新たに保証料の1/2を補助 ・「小口資金融資」 商工会議所・商工会の経営指導を受けた小規模企業者に対する金利優遇幅を拡大(0.1%→0.4%) ・「リバイバル支援」 融資限度額を5,000万円から1億円に拡大 ・「クイック」 融資限度額を3,000万円から5,000万円へ拡大 ・「政策特別融資」 金融機関から企画提案を募集し、融資と併せて様々な経営支援サービスを提供する新メニューを創設。保証料率0.2%相当を補助(7月31日) ・「災害復旧資金融資」 台風26号の被害を受けた大島町の中小企業者を対象に、融資限度額8,000万円のメニューを創設し、保証料の全額を補助(10月18日) その後、国による局地激甚災害指定を受け、融資限度額を5億6,000万円に拡充し、融資額1億円を上限に利子の全額を補助(11月15日) ・「経営支援融資(経営セーフ)」 台風26号の影響により売上減となった大島町の中小企業者を対象に追加し、保証料の1/2を補助(11月15日) 	
見通しの	<p>中小企業者を取り巻く経営環境の変化や国の施策の方向性などを踏まえつつ、今後とも中小企業者にとって、わかりやすく利用しやすい制度融資となるよう、適宜制度の見直しや充実を図っていく。</p>	
問い合わせ先	産業労働局 金融部 金融課	電話 03-5320-4876